

## 第6章 計画推進の仕組み

---

### 1. 丸亀市産業振興推進会議の役割

本計画の推進にあたっては、「丸亀市産業振興推進会議」が産業振興施策に必要な事項を調査審議し、施策を推進する機関と位置づけられています。

本計画の策定後及び計画実施における丸亀市産業振興推進会議の役割は次のとおりです。

#### ①実施計画の推進

施策の事業化に向けて必要な内容について検討を行い、助言や推進に協力します。

#### ②実施計画の評価および改善策・新規施策の検討・助言

実施計画の進捗状況結果に基づき、計画の達成に必要な改善策や新たに必要な施策について検討・助言を行います。

[産業振興推進会議について（丸亀市産業振興条例：一部抜粋）]

第7条 市は、産業振興に関し、第4条第1項に定める計画策定など必要な事項を調査審議し、施策を推進するため、丸亀市産業振興推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、委員25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 産業経済団体の関係者

(3) 事業者

(4) 消費者

(5) 公募による者

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

### 2. 庁内及び関係機関の連携

行政は、庁内各課の連携を強化し、市内企業が事業に取り組みやすい環境の整備を図るとともに、他の施策との調和や相乗効果の発揮に努めます。

また、国や県、周辺市町、丸亀商工会議所や丸亀市飯綾商工会、金融機関、大学等との連携・協力を努めます。

### 3. 進行管理の方法

#### (1) 実施計画の策定と見直し

本計画に基づき、別途、計画期間3年間の「実施計画」を定めます。

また、社会経済環境の変化や企業ニーズを踏まえ、毎年ローリングによる見直しを行います。

(年度)	2018	2019	2020	2021	2022
丸亀市産業振興計画	→				
実施計画	→				
(毎年、ローリング による見直し)		→			
			→		

#### (2) PDCA サイクルによる進捗状況の管理

市の担当課が中心となり、PDCA サイクルによって実施計画の進捗状況の把握を毎年実施するとともに、「丸亀市産業振興推進会議」の検討や助言を踏まえ、必要に応じて施策の見直しを行います。

